

特集

飲料水の安全と安心の確保

わが国の水道の普及率は、現在 98% に達し、ほとんどの国民が水道による水の供給を受けることができるようになりました。しかしながら、2%、およそ 250 万人の未普及人口が存在します。未普及人口の多くは、採算面から配水管を布設することができない中山間地域等に点在して居住しており、給水人口 100 人以下の小規模な集落水道や飲用井戸などによる給水がなされています。これらの施設は、水道法の規制適用対象外であり、地方公共団体の条例又は要綱等によって衛生確保がなされていますが、一般に水質面や維持管理上の問題を抱えています。また、寄宿舍、社宅、療養所など自家用に水を供給する専用水道やビル、マンション等の貯水槽水道は、設置者に管理責任がありますが、管理の不徹底は利用者の水質面での不安感の大きな原因となっています。

飲料水の健康危機事案には、風水害、地震等の自然災害、水質事故、テロ等が挙げられます。1997(平成 9)年 3 月に制定された飲料水健康危機管理実施要領に基づき、厚生労働省水道課に地方公共団体から報告された健康危険情報を見ると、健康への影響を発現した事案の多くは、水道法の規制適用対象外の小規模の施設、専用水道、貯水槽水道で発生しています。水道にとって最も根幹的な課題の一つは、全ての国民が安全で、安心して飲用できる水の供給を受けるようにすることであり、そのためには、これらの施設の維持管理水準の向上に向け、施策を展開する必要があります。

そこで本号では、国民の健康の保護の観点から、水道法の規制適用対象外の小規模の施設、専用水道、貯水槽水道の維持管理上の課題を取り上げ、また、飲料水の健康危機管理業務を担う保健所、保健衛生担当部局、水道局、地方衛生研究所などの公衆衛生従事者の役割を整理し、さらに地方公共団体の飲料水の安全と安心の確保に関する具体的な取り組みを紹介します。本特集を通じて、広く公衆衛生に関わる方々にも、飲料水の現状と課題について関心を持っていただければ幸いです。

〔秋葉道宏(国立保健医療科学院生活環境研究部 部長)、
「公衆衛生」編集委員会〕